

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業価値の追求と、その最大化を通じた人々・社会・経済の発展への貢献を経営理念で掲げており、サステナビリティの実現に貢献し、ステークホルダーの皆様から信頼される企業グループであり続けたいと考えています。「日清オイリオグループビジョン2030」では、当社グループが社会課題を解決し価値を創造する重点領域を定め、社会との共有価値を創造することで成長を遂げるための戦略の指針と2030年に目指す姿を示しています。

この考えのもと、当社グループは、ステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、信頼の向上に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

< 2030年に目指す姿 >

私たちは、“植物のチカラ”と“油脂をさらに究めた強み”で、食の新たな機能を生み出すプラットフォームの役割を担います。そして多様な価値を創造し、“生きるエネルギー”をすべての人にお届けする企業グループになります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

< 原則1 - 4 > (政策保有株式)

〔保有方針〕

近年、市場からの政策保有株式に対する関心の高まりや、コーポレートガバナンス・コードの導入・改訂など、政策保有株式を取り巻く環境が大きく変化しております。このような環境変化を踏まえ、当社は「資本・業務提携や協業等による事業競争力の維持・強化や、新規事業領域の開拓に向けた出資等による事業の急速な成長・育成に繋がると判断されるものを除き、原則として、政策保有株式を保有しない」という方針に転換いたします。

この基本方針に則し、既に保有している政策保有株式については、改めて保有意義を精査し、縮減に取り組んでまいります。なお、政策保有株式の縮減は、取引先企業や市場に大きな影響を与えることから、取引先企業との対話を通じ、ご理解をいただきながら段階的に進めていくことを想定しております。

〔保有の合理性の検証方法および取締役会等における検証の内容〕

毎年、以下の検証プロセスおよび評価項目にもとづき、保有の合理性を総合的に精査・検証しております。なお、この評価プロセスおよび評価項目は、基本方針の転換にもとづく段階的な縮減を進めていく過渡的な措置として用いるものであり、今後、新たな検証方法へのブラッシュアップを検討してまいります。

上記方針に基づき、2021年3月および6月の取締役会にて各銘柄の保有意義および保有に伴う便益の検証を実施しました。

2019年度末においては101銘柄を保有しておりましたが、2020年度においては15銘柄を売却(8銘柄は全て売却、7銘柄は一部売却)し、1銘柄を取得したことから、2020年度末では94銘柄を保有しています。

検証プロセス

定性評価および定量評価(評価項目は以下参照)を実施のうえ総合評価を行う。

- 1. 総合評価で保有の合理性なしと判断されたものは、改善取組計画を策定・実施し、その内容について取締役会で検証する。

- 2. 総合評価で保有の合理性ありと判断されたものは、その内容について取締役会で検証する。

取締役会の検証により、保有の合理性ありと判断されたものは保有継続とし、保有の合理性なしと判断されたものは売却交渉を行う。

評価項目

定性評価・・・保有目的、取得経緯、取引関係の有無、保有する戦略的意義・メリット、売却した場合の取引継続・安定性に係るリスク

定量評価・・・直近2年間の売上額・利益額(販売取引先のみ)、年間受取配当金額・株式評価損益、保有に伴う便益・リスクと資本コスト

〔議決権行使基準〕

中長期的な観点から当該発行会社の株主利益の向上に資するか否か、また、当社グループの企業価値の向上に資するか否かを勘案し、議案毎に個別に内容を精査したうえで、賛否の判断を行っております。

< 原則1 - 7 > (関連当事者間の取引)

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引について、取締役会規程において取締役会の決議事項としており、その取引の状況についても、取締役会に対して定期的に報告を行い、承認を得ております。また、関連当事者間の取引については、その内容等について、取締役会にて承認を行ったうえで、有価証券報告書等の開示しております。

< 原則2 - 6 > (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社では、日清オイリオグループ企業年金基金にて年金資産を運用しておりますが、経理・財務等の運用に関する適切な資質を持った人材を配置するとともに、運用方針、計画、進捗状況および実績について、当社の経理・財務部門と連携し、資産運用委員会にて運用機関へのモニタリング等、適正に運用されるよう管理しております。今後も適正な運用管理を行えるよう努めてまいります。

<原則3 - 1> (情報開示の充実)

(1) 当社の経営理念、日清オイリオグループビジョン2030および中期経営計画については、当社ホームページに開示しております。
(経営理念)

<https://www.nisshin-oillio.com/company/corporate/philosophy/>

(日清オイリオグループビジョン2030)

<https://www.nisshin-oillio.com/company/vision2030.pdf>

(中期経営計画)

<https://www.nisshin-oillio.com/company/valueup.pdf>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針については、「1.1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針については、本報告書の「2.1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであり、報酬を決定するにあたっての手続は、報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会の決議にて行っております。

(4) 取締役・監査役候補者の指名および経営陣幹部の選定の方針については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランスを考慮することを方針としております。当社は、指名諮問委員会を設置し、取締役の選解任方針の決定、取締役候補者の検討、評価、原案決定等、同委員会で審議のうえ、取締役候補者および経営陣幹部を取締役に決定しております。監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで取締役会で決定しております。

(5) 取締役および監査役の個別の選任理由については、「株主総会招集通知」に記載しております。

https://www.nisshin-oillio.com/inv/stock_info/meeting.html

<補充原則4 - 1 - 1> (経営陣に対する委任の範囲)

「資金調達」、「重要な財産の譲受および処分」などをはじめ、取締役会で決議および報告すべき事項は、取締役会規程およびその運用基準にて定めており、執行役員会で決議および報告すべき事項は、執行役員会運営規程およびその運用基準にて定めております。また、執行役員規程において執行役員の権限および責任を定めております。

<原則4 - 9> (独立社外取締役の独立性判断基準)

当社の社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準につきましては、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加えて、2015年11月の当社取締役会決議に基づき、以下の ~ のいずれにも該当しない場合に独立性があると判断しています。

現在および最近5年間に於いて当社の議決権所有割合10%以上の大株主(大株主が法人の場合は役員および従業員)

直近事業年度において当社グループの主要な取引先(連結売上高2%以上)の役員および従業員

直近事業年度において当社グループを主要な取引先とする企業(当該取引先の連結売上高2%以上)の役員および従業員

直近事業年度において当社の主要な借入先の役員および従業員

直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて上記 ~ の業務執行者であった者

現在および最近3年間に於いて、当社または当社子会社の会計監査人の社員、パートナーまたは従業員であった者

もしくは、最近10年間に於いて、当社または当社子会社の会計監査人であった社員、パートナー、または従業員であって、当社または当社子会社における監査業務を担当していた者

当社または当社子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で1,000万円以上の金銭を受け取っている法律・会計等の専門家

当社または当社子会社から一定額(過去3事業年度平均1,000万円以上または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)

を超える寄付を受けている組織の業務執行者

~ に掲げる者の配偶者、二親等内の親族または同居の親族

当社から役員を派遣している企業の役員および従業員

現在および最近5年間に於いて、当社または当社子会社の役員および重要な使用人の配偶者、二親等内の親族または同居の親族

<補充原則4 - 11 - 1> (取締役会の全体のバランス、多様性および規模に関する考え方)

取締役会は、取締役9名(うち独立社外取締役3名)で構成し、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を審議し、決定しております。また、取締役会は、当社の経営に関して豊富な経験を持つ取締役と経営に関する深い知識を持ち独立性の高い社外取締役により構成され、経営及び業務執行についての監督責任を負っております。なお、取締役の選任に関する方針・手続は、本報告書の「1.1. <原則3 - 1>」に記載のとおりであります。

<補充原則4 - 11 - 2> (取締役および監査役の兼任状況)

取締役および監査役の重要な兼職状況につきましては、株主総会招集通知に記載のとおりであります。

https://www.nisshin-oillio.com/inv/stock_info/meeting.html

<補充原則4 - 11 - 3> (取締役会の実効性についての分析・評価)

当社では、2020年度においても、取締役会を構成する取締役・監査役を対象に、取締役会の構成、運営状況、コーポレート・ガバナンスのあり方等の内容について、アンケート形式での調査を実施しました。その調査結果を踏まえ、代表取締役社長と社外役員との議論を行い、当社の取締役会の実効性については、おおむね確保されていると判断しました。なお、昨年度に課題として挙げた2点のうち、「中長期の経営戦略に関する議論の深化」については「日清オイリオグループビジョン2030」、「中期経営計画 Value Up +」の審議を十分行ったことにより改善が図られたと考えており、2021年度においても、中期経営計画の実現に向けた審議を充実させてまいります。もう1点の「取締役会におけるリスクマネジメントをはじめとしたモニタリング機能のさらなる強化」については、主要海外拠点の経営計画の総括・審議および課題と対応に関する報告などを実施いたしました。が、さらなる改善に向けて継続課題といたします。今後も、継続的に取締役会評価を実施し、実効性を高めるべく、適宜改善を行ってまいります。

<補充原則4 - 14 - 2> (取締役・監査役のトレーニング方針)

当社では、取締役および監査役が、その役割・責務を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレート・ガバナンスおよび財務会計等の事項に関する情報を収集・提供することで、取締役および監査役の職務執行を支援いたします。当社の社外取締役および社外監査役は、その役割・責務を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境および経営課題等につき、その就任後適時に、各主管部門または担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成できるようにしております。

<原則5 - 1、補充原則5 - 1 - 2> (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対して、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応いたします。株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

(1) IR部門の担当執行役員を株主との対話全般についての統括責任者としております。

(2) 機関投資家との対話は、IR部門および財務部門の両部門が窓口であり、この両部門が連携して行っております。また、IR部門、経営企画部門、総務部門、財務部門等において情報交換を行い、情報を共有するようにしております。

(3) 決算説明会(年2回)、株主工場見学会(年1回)等を実施することとしております。

- (4)対話において把握した株主の意見・懸念について取りまとめ検討を行ったうえで、必要に応じ代表取締役社長に報告いたします。
- (5)当社は、インサイダーの取引を防止するための教育を定期的に行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸紅株式会社	5,200,320	16.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,555,000	7.87
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,906,400	5.87
損害保険ジャパン株式会社	1,004,396	3.09
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	669,694	2.06
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	622,000	1.92
キッコーマン株式会社	470,395	1.45
大成建設株式会社	462,000	1.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	394,800	1.22
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	389,500	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井 さゆり	学者											
山本 功	他の会社の出身者											
町田 恵美	公認会計士											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

白井 さゆり	○	——	< 社外取締役を選任した理由 > 長年の研究活動および日本銀行政策委員会審議委員としての活動を通じて培われた金融政策および経済学の専門家としての知識や経験を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 長年の研究活動および日本銀行政策委員会審議委員としての活動を通じて培われた金融政策および経済学の専門家としての知識や経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
山本 功	○	——	< 社外取締役を選任した理由 > 長年の証券アナリストおよび財務アドバイザー等の経験を通じて培われた金融市場および経営全般に関する知識や経験を当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 長年の証券アナリストおよび財務アドバイザー等の経験を通じて培われた金融市場および経営全般に関する知識や経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
町田 恵美	○	当社の会計監査人出身者(2012年7月退社)であります。なお、会計監査人時代に当社および当社子会社を監査したことはありません。	< 社外取締役を選任した理由 > 既に4年間当社の社外監査役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。公認会計士としての専門領域における知識と経験を有していることに加え、当社の事業内容等に精通していることから、社外取締役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 公認会計士としての専門知識と経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、町田氏は当社会計監査人の退社後7年以上が経過していること、および会計監査人時代に当社および当社子会社を監査していないことから、現在、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	0	1	3	0	2	社内取締役

補足説明 更新

指名諮問委員会は、取締役候補者の検討、評価、原案決定等の審議を行い、取締役会へ答申いたします。同委員会は、委員長である代表取締役社長および社外取締役3名の計4名で構成されております。
2020年度は同委員会を全回、全員参加にて2回開催し、第1回では2020年度の取締役の選任について、第2回では2021年度の取締役の選任について審議しております。

報酬諮問委員会は、取締役の報酬体系の検証、報酬内容等の審議を行い、取締役会へ答申いたします。同委員会は、委員長である代表取締役社長、社外取締役3名および社外監査役2名の計6名で構成されております。
2020年度は同委員会を全回、全員参加にて3回開催し、第1回では2019年度の業績に基づく賞与、2020年度役員報酬原案を、第2回では業績連動報酬の支給基準を、第3回では2021年度の役員報酬体系・水準、役員報酬の決定に関する方針をそれぞれ審議しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は密接な連携を保ち、意見および情報の交換を定期的に行い、効果的・効率的な監査を実施しております。また、内部監査部門として「内部監査室」を設置しております。監査役と内部監査室は、随時、会合を実施し、監査計画や監査実施状況などに関し、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しております。また、監査役は内部監査室を監査の対象部門としており、定期的な往査を実施しているほか、内部監査室が実施する各種監査について報告を受け、記録類を閲覧しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
草道 倫武	弁護士													
住田 清芽	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

草道 倫武	○	_____	< 社外監査役に選任した理由 > 弁護士としての専門領域における知識と経験を有しております。この専門性を活かした監査の充実をはかるため、社外監査役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 弁護士としての専門知識と経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
住田 清芽	○	_____	< 社外監査役に選任した理由 > 公認会計士としての専門領域における知識と経験を有しております。この専門性を活かした監査の充実をはかるため、社外監査役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 公認会計士としての専門知識と経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

賞与(業績連動報酬等)と株式報酬(非金銭報酬等)が該当します。なお、「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

○取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役の金銭報酬の額は、2006年6月28日開催の第134回定時株主総会において年額6億円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該決議時点の取締役の員数は17名です。
 また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第146回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対し、当初信託期間約3年間で金150百万円を上限とし、1事業年度あたり30,000ポイントを上限とする株式交付信託に係る株式報酬制度を導入することを決議しております。当該決議時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は7名です。
 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月28日開催の第134回定時株主総会において年額6,000万円以内と決議しております。当該決議時点の監査役の員数は4名です。

○2020年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	249百万円	179百万円	50百万円	19百万円	6名
監査役(社外監査役を除く)	42百万円	42百万円	—	—	2名
社外取締役	29百万円	29百万円	—	—	3名
社外監査役	14百万円	14百万円	—	—	3名

注1. 業績連動報酬は支給予定の額であります。

2020年度における業績連動報酬に係る財務指標の目標および実績は以下のとおりでした。

財務指標	2020年度目標	2020年度実績
連結営業利益	11,500百万円	12,324百万円

注2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給とは含まれておりません。

注3. 取締役の支給額には、社外から当社への出向者1名に対する当社から出向元に支払う金額の役員報酬分を含めております。
(当該取締役に対しては非金銭報酬等は支給対象外)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【個人別の報酬等の内容および額の算定方法】

・社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、業績連動報酬としての「賞与」および中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」で構成しております。社外取締役、監査役の報酬は、独立した立場からのそれぞれの専門性・経験等を活かすことを重視し「基本報酬」のみとしております。

・社外取締役を除く取締役の「基本報酬」と「賞与」および「株式報酬」の構成比率は、賞与支給率100%の場合において、報酬の構成比率を概ね「70:20:10」となるよう設計しております。

<報酬制度改定について>

・2021年度より報酬の構成比率を代表取締役会長、代表取締役社長は概ね「60:30:10」、その他の取締役(社外取締役を除く)は概ね「70:20:10」とするよう制度を改定いたします。

【報酬毎の内容および額の算定方法】

a) 基本報酬(固定報酬)

基本報酬は、取締役としての職務遂行意欲の向上とその職務に対する責任を明確化することを目的とし、職責の大きさに鑑み役位毎に決定し、月次の固定報酬として金銭で支給しております。

b) 賞与(業績連動報酬等)

賞与は、業績連動報酬として業績と報酬の連動性を高めるとともに、中期経営計画の達成に向けた意欲を高めることを目的とし、対象年度(4月～3月)の業績を踏まえ、翌年度の7月に金銭で支給しております。

賞与の支給基準に係る業績指標は、単年度の連結営業利益とし、その達成度により支給率を決定し、定性的要素を加味して決定しております。当該業績指標を選定した理由は、利益の観点から企業価値の成長度を適正に評価・反映させていくためであります。

<報酬制度改定について>

2021年度より、賞与の支給基準を以下のとおり改定いたします。

個人毎の賞与額は全社業績と個人評価をベースに定性的要素を加味して以下の算式により決定いたします。

(算式)

個人賞与額 = 役位毎基本賞与額 × 賞与係数

賞与係数 = 全社業績係数 × 個人評価係数 ± 定性係数

全社業績係数は財務指標と非財務指標により決定することとし、財務指標として連結営業利益の単年度目標達成度と年平均成長率目標達成度およびROICの単年度目標達成度、非財務指標(サステナビリティ貢献度)としてESG目標の達成度に基づき決定いたします。

当該業績指標を選定した理由は、利益および資本効率性の観点から企業価値の成長度を適正に評価・反映させること、また中長期的な観点も含めサステナブルな社会の実現に向けESG目標の達成度を重要な経営目標とすることでサステナビリティ経営をさらに強化していくためであります。

(全社業績に対する評価ウエイト)

財務指標	連結営業利益	単年度目標達成度	60%
"	"	年平均成長率目標達成度	10%
"	ROIC	単年度目標達成度	20%
非財務指標	サステナビリティ貢献度	ESG目標達成度	10%

個人評価係数は、取締役の担当する事業等の主要KPIの達成度により決定いたします。

定性係数は、突発的かつ不可避の環境変化や状況変化に伴う戦略的対応等の影響について審議し賞与係数に加減することがあります。

c) 株式報酬(非金銭報酬等)

株式報酬は、中長期インセンティブ報酬として取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、信託を用いた株式報酬制度(株式交付信託)により支給しております。

株式交付規程に基づき、毎年6月に役位毎に定められた基礎金額に基づくポイントを付与し、原則として退任時に付与されたポイント数に応じた株式を交付しております(うち30%は金銭で支給)。

【報酬の決定プロセス】

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定および取締役の個人毎の報酬等の決定にあたっては、取締役会の諮問

機関である報酬諮問委員会において取締役の報酬制度全般の審議を行い、同委員会の答申をもって取締役会にて決定しております。取締役会は、上記手続きを踏まえて取締役の個人別の報酬額が決定されることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。また監査役の報酬等の額については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、経営企画室が窓口となり、随時、各種連絡・情報提供等を行う体制をとっております。
社外監査役については、常勤監査役が窓口となり、随時、各種連絡・情報提供を行うとともに、監査役付スタッフが補助する体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

現在対象者はございません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、代表取締役社長を議長とし、取締役9名(うち独立社外取締役3名)で構成し、法令で定められた事項および経営上の重要事項を審議し、決定しております。また、取締役会は、当社の経営に関して豊富な経験を持つ取締役と経営に関する深い知識を持つ、独立性の高い社外取締役により構成され、経営および業務執行についての監督責任を負っております。

当社は、環境変化に即応した迅速な意思決定を实践するため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会から業務執行権限を委譲され、経営計画や取締役会の方針に則り、取締役の監督のもとで業務執行に携わっております。

また、社長執行役員を議長とし、全ての執行役員を構成員とする執行役員会を設置しております。執行役員会は、取締役会から委譲された権限範囲内の重要案件に係る意思決定、業務執行状況の報告および確認を行っております。なお、業務執行を監査する目的で常勤監査役が執行役員会に出席しております。

監査役会は、監査役4名(うち独立社外監査役2名)で構成しており、監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画および業務分担に基づき、取締役会やその他重要な会議への出席、業務および財産の状況調査等を通して、取締役の職務執行、執行役員の業務執行を監査しております。監査役は、会計監査人および内部監査室と緊密な連携を保ち、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しております。監査機能を充実・強化させる監査役付スタッフを配置し、監査役監査業務を補助しております。

指名諮問委員会は、取締役候補者の検討、評価、原案決定等の審議を行い、取締役会へ答申いたします。同委員会は、委員長である代表取締役社長および社外取締役3名の計4名で構成されております。

報酬諮問委員会は、取締役の報酬体系の検証、報酬内容等の審議を行い、取締役会へ答申いたします。同委員会は、委員長である代表取締役社長、社外取締役3名および社外監査役2名の計6名で構成されております。

また、必要に応じて、審議委員会および社長の意思決定支援機関を設置いたします。現在は、以下の審議委員会等を設置しております。

< 取締役会が設置する審議委員会 >
サステナビリティ委員会、リスクマネジメント委員会、投融资委員会、企業倫理委員会、内部統制委員会

< 社長の意思決定支援機関 >
経営会議

< 執行役員会が設置する審議委員会 >
品質マネジメント委員会、環境マネジメント委員会

これらをもって経営および業務執行の健全性、アカウンタビリティは確保されていると考え、現在の企業統治の体制を採用しております。

2020年度は取締役会を11回開催いたしました。社内取締役6名、社外取締役3名、社内監査役2名および社外監査役である草道倫武氏は全てに出席しております。社外監査役である住田清芽氏は、社外監査役就任後において開催された8回のうち7回に出席しております。また、監査役会を19回開催し、社内監査役2名および社外監査役である草道倫武氏は全てに出席しております。社外監査役である住田清芽氏は、社外監査役就任後において開催された監査役会12回のうち11回に出席しております。

監査役は、専門家である弁護士や公認会計士、長年、幅広く当社経営に携わり、経営に関する豊富な知見と経験を有するほか当社の財務経理担当取締役および執行役員を経験し、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者、および長年、事業部・営業部門にて幅広く当社業務に携わり、業務に関する豊富な知見と経験を有している者で構成されております。

監査役会においては、内部統制システムの整備・運用状況のほか、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響への対応を含む経営計画の諸施策の実施状況、リスクマネジメントに関する諸課題への対応・進捗状況、グループ子会社各社の内部統制の整備状況、経営管理体制における取締役の役割・機能の発揮状況や取締役会等の重要な会議体の運営状況などを重点監査項目として審議しております。

監査役は取締役会に出席し、必要により意見表明を行うとともに、監査報告や監査所見に基づく提言を行っております。また、監査役全員による代表取締役社長との定例会議を四半期毎に開催して意見交換や提言を行うほか、グループ会社監査役連絡会を開催し、グループ子会社各社の内部統制の整備状況を確認しております。

当社は内部監査部門として内部監査室(専従者2名、兼務者2名)を設置しております。コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの視点から業務が健全かつ適切に執行されることを確保するため、年間の監査計画に基づき、当社および当社のグループ各社に対して

業務における諸規程の遵守状況等の内部監査を実施しております。また、財務報告に係る内部統制システムの運用状況の評価等も行っております。

会計に関する事項の監査のため、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正な監査を受けております。有限責任監査法人トーマツおよびその業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係は存在しません。当連結会計年度の会計監査業務に携わっている公認会計士の氏名等については、以下のとおりであります。

継続監査期間 1952年3月期以降の70年間

業務を執行した公認会計士 指定有限責任社員 業務執行社員 滝沢勝己氏、川口泰広氏

監査業務に係る補助者の構成 監査業務に係る補助者25名

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等2名、その他15名である。

当社は、社外取締役白井さゆり氏、山本功氏および町田恵美氏、社外監査役草道倫武氏および住田清芽氏との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由については、「I. 1. 基本的な考え方」および「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照願います。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第149回定時株主総会招集通知発送日：2021年6月4日 なお、当社ホームページには、発送前の2021年5月28日に早期掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	2010年6月25日開催の第138回定時株主総会からインターネット等による議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2010年6月25日開催の第138回定時株主総会から機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム(東証プラットフォーム)に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年6月27日開催の第147回定時株主総会から招集通知の英訳版(招集通知および株主総会参考書類)を当社のホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集通知については、当社のホームページに掲載しております。 また、法定事項以外にも、株主の皆様には有用な情報の記載に努めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	以下に掲載しております。 (https://www.nisshin-oillio.com/assets/pdf/inv/ir/d_policy.pdf)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等の主催により、個人投資家向け説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算以外の適時開示情報、報告書(中間/期末)を掲載しております。 (https://www.nisshin-oillio.com/company/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：コーポレートコミュニケーション部 IR担当役員：取締役 常務執行役員 小林新 証券取引所との連絡担当者： コーポレートコミュニケーション部長 石橋功太郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日清オイリオグループ行動規範に規定しております。 「日清オイリオグループは、あらゆるステークホルダー(利害関係者)にとって存在価値のある企業グループとして、「おいしさ・健康・美」の追求をコアコンセプトに、人々の幸せを実現するとともに、社会・経済の発展に貢献し続けていくことを使命としております。」

環境保全活動、CSR活動等の実施	2000年度から環境報告書を作成し、2006年度から従来の環境報告書を包含したCSR報告書とし、さらに2015年度よりCSR報告書は会社案内と統合し、コーポレートレポートとして発行しております。今般、「日清オイリオグループビジョン2030」の策定を機に、コーポレートレポートに代えて、当社グループの中長期的な企業価値向上の取り組みをお伝えすることを目的に、本年秋に統合報告書の発行を予定しております。 当社グループでは、国連グローバル・コンパクトへの署名やSDGsへの賛同など、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを継続的に進めています。環境課題についても、コージェネレーションシステムを活用したエネルギーネットワークの運用によって、CO2排出量の大幅削減を実施しています。また、グローバルな事業展開の一翼を担うパーム油については、「パーム油調達方針」を策定し、認証パーム油の使用割合を高め、搾油工場までのトレーサビリティを強化するなど、環境や人権に配慮したサプライチェーンの構築に取り組んでいます。 当社グループは、金融安定理事会(FSB)により設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言に賛同を表明するとともに、国内賛同企業等による組織「TCFDコンソーシアム」に参画しています。 <日清オイリオグループビジョン2030> 当社グループは、社会課題の解決を通じた、多様な共有価値の創造(CSV)を成長のドライバーとするとの考えのもと、将来にわたって持続的に成長し、持続可能な社会の実現に貢献するため、長期的な視点で「2030年に目指す姿」と「戦略の指針」を示すことを目的に「日清オイリオグループビジョン2030」を策定しました。 “植物のチカラ”を価値創造の原点として私たちが生み出す商品・サービスを「生きるエネルギー」と定義し、2030年に向けて当社は、「生きるエネルギー」をすべての人にお届けする企業グループになることを目指します。 また、「生きるエネルギー」をすべての人にお届けするためには、油脂を素材として提供するだけでなく、当社グループが持つ強みを活かして他の食品メーカーや素材メーカーなどと一緒に価値を共創することが非常に重要であると考えています。生活を支えるあらゆるチャネルでのお客さまとの接点を持っている強みにより、社会課題解決のためのプラットフォームの役割を担うことで可能になると考えております。 共有価値を生み出す領域として、「すべての人の健康」「おいしさ、美のある豊かな生活」「地球環境」「食のバリューチェーンへの貢献」「信頼でつながるサプライチェーン」「人材マネジメント」の6つを重点領域と定め、当社グループの強みを活かし、事業活動を通じて社会課題に対するソリューションを提供してまいります。 <環境目標2030> 「環境目標2030」では、当社グループが社会とともに持続的に成長するため、「日清オイリオグループビジョン2030」で設定した「地球環境」と「信頼でつながるサプライチェーン」の重点領域において、以下の4つのテーマをもって社会との共有価値の創造に挑戦します。 地球温暖化の防止 パリ協定に整合した温室効果ガス排出削減目標に取り組み、気候変動の影響を低減化します。 資源循環の構築 資源は有限であるとの認識のもと、循環型社会を実現します。 植物資源／自然保全 持続可能な植物資源の調達を実施します。 環境にやさしい開発の推進 環境負荷の少ない容器・包装を開発し続けます。 環境問題解決型ビジネスにより、商品・サービスを通じて環境問題に貢献します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを定め、適時適切な情報開示を行っています。

その他

< 健康経営の取り組み >

2017年に制定した「日清オイリオグループ健康経営宣言」のもと、「社員の健康は本人や家族の幸せの基盤であり、会社が持続的に発展するうえで最も大切な財産である」と位置づけ、社員の健康維持・増進に向けた支援を積極的に行っています。専任部署「健康経営推進部」が中心となり、各事業所や健康保険組合、労働組合と連携しながら、全社一丸となって取り組みを進めています。具体的には、「生活習慣病予防」、「禁煙」、「こころの健康」を主要なターゲットとし、気づきやきっかけづくりを提供することで個人の主体的な行動変容を図るとともに、ヘルスリテラシー向上を目的とした企画や情報提供などを行っています。なお、経済産業省より、優良な健康経営を実践している法人として、2017年より連続して「健康経営優良法人」に認定されています。

< 女性の活躍推進 >

当社は、多様な人材が活躍することで新しい価値を創造し、企業の競争力や成長力に結び付けていくことを目指しています。女性の活躍推進については、将来の中核人材を育成する教育研修や全社プロジェクトへの積極的な参画を進めており、女性社員の活躍のステージは拡大しています。また、テレワーク、フレックスタイム制、時間単位有給休暇などの柔軟な働き方を可能とする制度の活用も定着しました。さらに、育児休職(小学校就学前まで)や短時間勤務制度(小学校3年生まで)、結婚・出産等を事由とした退職者再雇用制度等の「仕事と育児の両立」を支援する制度が効果的に活用されています。なお、当社は次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、「プラチナくるみん」の認定を受けています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 経営管理組織

取締役会をはじめとする企業統治の体制の概要は、「1. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

また、当社は、サステナビリティ委員会を設置し、当社らしいCSV（社会との共有価値の創造）を軸とした事業活動の実践により、当社グループの持続的な成長と社会の持続的な発展（サステナビリティ）の実現に向けた取組みを行っております。2020年度は、「日清オイリオグループビジョン2030」、「環境目標2030」などを審議しました。

取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保する体制については、社長の意思決定支援機関として経営会議を設置しております。経営会議へは、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。各部門の担当執行役員は、経営計画を構成する部門目標の達成責任を負っており、当社グループの中期経営計画の達成に向け、毎月開催される執行役員会において、経営計画の進捗管理を行っております。

設備投資、M & Aおよび事業再編などの重要な投融資案件については、子会社に関する案件も含め、投融資委員会に諮り、審議しております。

(2) コンプライアンス体制

コンプライアンス体制については、企業倫理委員会等を設置し、必要に応じ顧問弁護士等との連携を図っているとともに、取締役が遵守すべきコンプライアンスの基本、違反に対する懲罰等を取締役倫理規程に定めております。

また、当社の経営理念およびコプロミスに基づく「日清オイリオグループ行動規範」を制定し、子会社を含むすべての従業員への浸透を図るとともに、企業倫理ホットラインによる通報の受付を行い、提供された通報については、企業倫理委員会で審議し、再発防止を図っております。当社では、企業倫理月間と定めた毎年10月に、当社グループの役員・従業員を対象に企業倫理講演会を開催しております。

また、当社法務部門は、当社グループの法令遵守状況の確認を行うとともに、法務教育を実施しております。

(3) リスク管理体制

リスク管理につきましてはリスクマネジメント委員会が全社的なリスクを総括的に管理しており、リスクが顕在化した場合の緊急体制を整備し、危機対応を図っております。リスクマネジメント委員会ではリスクの棚卸を実施のうえで、影響度合と発生可能性をもとにリスクマップを作成するとともに、個々のリスクに対するリスク対策を管理しております。また、リスクが顕在化した際の影響度を軸とした優先順位付けを行ったうえで、重要なリスクとして選定し、主管部門を中心としたPDCAサイクルによるリスクマネジメントを実施しております。リスクマネジメント委員会は全社のリスクの評価や対応方針・状況などを取締役会に報告しています。また、経理規程、与信管理規程、情報セキュリティ管理規程等の諸規程の今日的な見直しを恒常的にを行い、必要に応じて改訂または新たな規程の整備を行っており、内部監査室は、業務における諸規程の遵守状況を監査しております。

当社の情報管理体制としては、取締役会が執行役員の業務執行状況を確認できる体制を確保する視点から、取締役会規程・同運用基準、執行役員会運営規程、文書管理規程等を整備しており、社外取締役および社外監査役による情報の収集の利便性の向上を図るため、社内取締役および執行役員と同様の情報システム環境を提供しております。

(4) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正性の確保

経営企画室が子会社全体の管理を行い、企業集団としての戦略と各子会社運営の適正性を総合的に評価しております。また、当社の執行役員の中から子会社ごとに担当役員を任命し、経営の責任体制を明確にするとともに、担当役員は子会社の適正な業務遂行を指導・監督しております。内部監査室は定期的に子会社の内部監査を実施しております。

子会社の体制としては、取締役を親会社から選任し、子会社の独立企業としての発展と連結グループにおける企業価値の最大化を共に実現すべく、業務遂行状況を監督しております。また、国内子会社については、親会社から監査役を選任し、当該子会社が監査範囲の限定規定を設けることが可能な場合においても、監査役に業務監査権限を付与しております。海外子会社の会計監査につきましては、日清奥利友（中国）投資有限公司他7社につきましては、当社の監査公認会計士等が所属するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedグループの現地事務所に委嘱しており、PT Indoagri Daitocacaoについては、Ernst&Youngの現地事務所が同社の財務諸表関係の監査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的な勢力や不当な圧力に対しては、「日清オイリオグループ行動規範」の定めのとおり、必要な場合には法的措置を前提として、屈することなく毅然とした態度で臨みます。

具体的には、人事・総務部を対応統括部署とし、警察と連携をとるとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会が開催する研修会への参加により定期的な情報収集を行うことなどにより、社内体制の整備に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

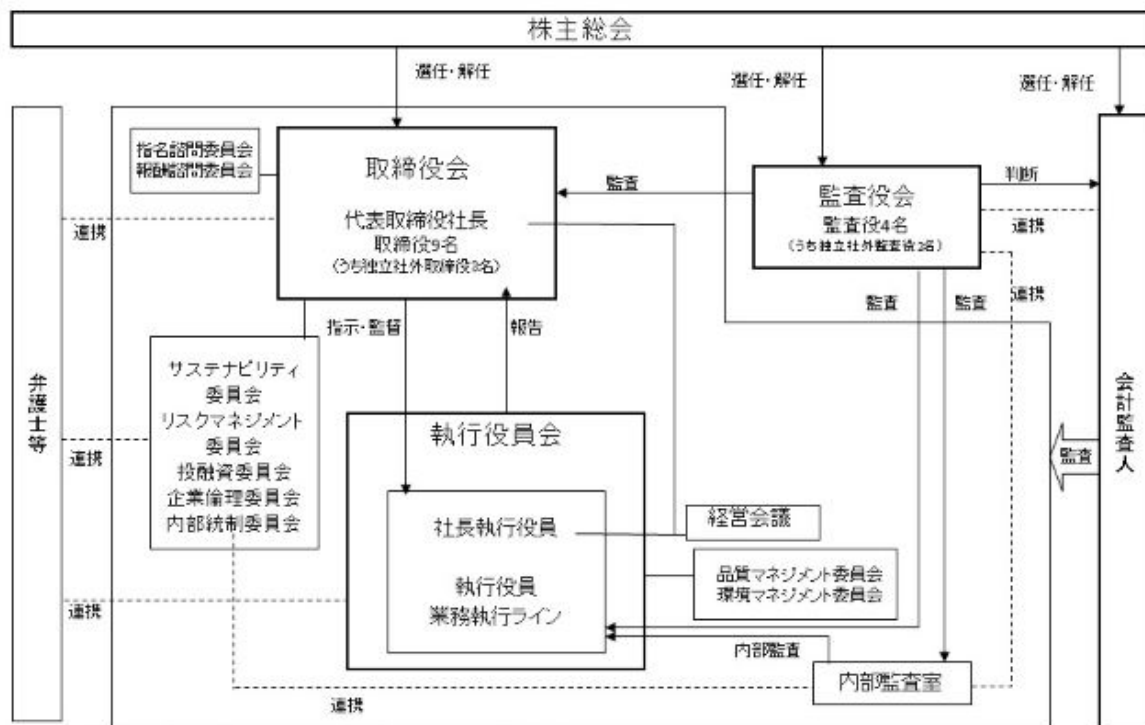
該当項目に関する補足説明

当社は、当社株式の大規模買付行為を行う者の意向を慎重に確認したうえで、当該大規模買付行為の是非を株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な情報(独立社外取締役の意見を尊重した当社取締役会の意見を含みます)を提供し、検討のための時間を確保するよう努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

- (1) 金融商品取引法に基づく内部統制システムについては、その整備・運用方針等の決定のために内部統制委員会を設置し、その評価を内部監査室が担当しております。また、内部監査室は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの視点から業務が健全かつ適切に執行されることを確保するため、内部監査を実施しております。
- (2) 従来、各ステークホルダーに向けた取組みについて、その考え方や活動内容等を分かりやすく報告することを目的にコーポレートレポートを毎年発行しておりました。今般、「日清オイリオグループビジョン2030」の策定を機に、コーポレートレポートに代えて、当社グループの中長期的な企業価値向上の取組みをお伝えすることを目的に、本年秋に統合報告書の発行を予定しております。

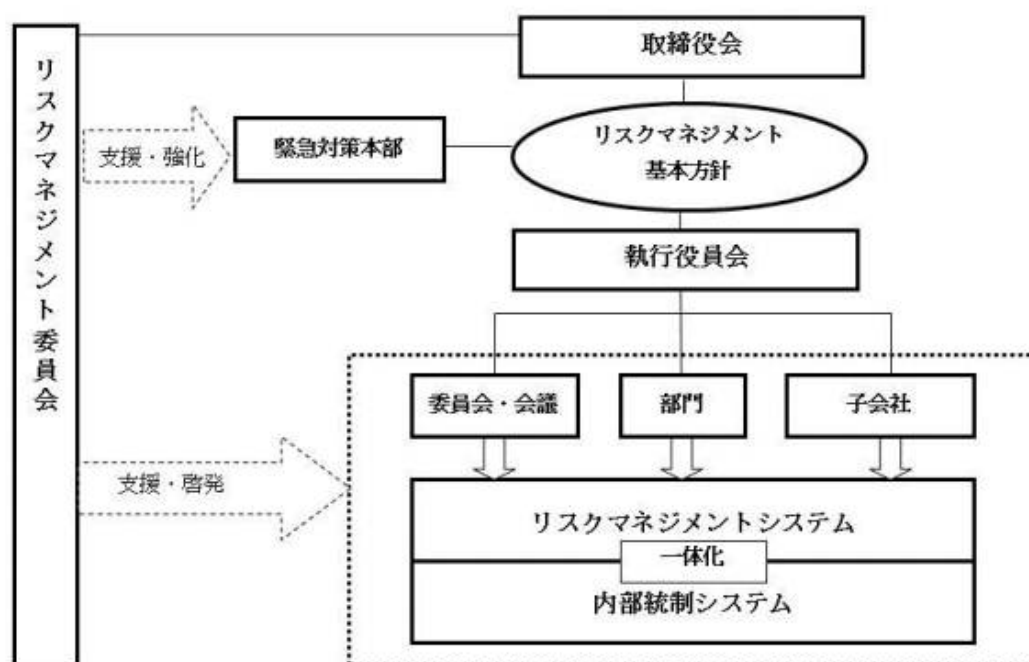
当社のコーポレート・ガバナンスおよび内部統制に関する体制の模式図



※常勤監査役は、経営会議にオブザーバーとして出席しております。

※上記以外に常勤監査役とコーポレートスタッフ部門との定期的な情報交換・情報共有化等、監査の実効性確保に向けた会議体を設置しております。

リスク管理に関する体制の模式図



適時開示に係る社内体制の状況

